

あったらいいな! 直ったらいいな!
あなたの周りのこんなこと

10月18日
~24日は

「秋の行政相談週間」 です

照会先 市民課 ☎23-7700

皆さんは、毎日の暮らしの中で、国や独立行政法人・特殊法人の仕事について、処理が間違っている、遅い、こうしてほしいなどといった苦情や要望をお持ちになったことはありませんか。
そんなあなたの声を、総務大臣が委嘱した行政相談委員がお聴きします。
10月18日(月)~24日(日)は、この制度を皆さんによく知っていただき、もっと利用していただくための行政相談週間です。
市では次のイベント・地域で、行政相談委員による特別相談所を開設します。日常利用することが多い身近な国などの窓口や施設についてお気づきの点がありましたら、遠慮なくご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

【特別相談】

- 関市民健康福祉フェスティバル
- ▽日時 10月17日(日) 午前10時~正午
- ▽場所 文化会館・大ホールホワイエ

総務省岐阜行政評価事務所では、いつでも行政相談に応じています。また、インターネットのホームページ、電子メールによる受け付けも行っています。

- ◎ 行政苦情110番をご利用ください
☎0570-090-110 ☎058-248-6755
- ◎ 電子メールでも相談できます
✉110gifu@soumu.go.jp
- ◎ ホームページで紹介しています
<http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/gifu.html>

照会先 総務省岐阜行政評価事務所
岐阜市金竜町5-13 (岐阜合同庁舎内)

- 洞戸地域
▽日時 10月28日(木) 午後1時~3時
▽場所 洞戸事務所
- 津保川産業祭
▽日時 11月7日(日) 午後1時~3時
▽場所 上之保生涯学習センター
- ※ 定例相談については「広報せき」の毎月15日号に、翌月の相談日を掲載しています。
- 関市の行政相談委員
▽中島綾子さん (平和通1)
▽長尾 始さん (上之保)
▽野村 茂さん (洞戸)
▽長屋正幸さん (板取)
▽橋本裕臣さん (下之保)
▽土屋 洋さん (上之保)
▽東海宗活さん (武芸川町)

国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります

- 障害基礎年金
障がいの原因となった病気やけがの初診日が国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間にある方が、一定の障がいの状態になったときに支給されます。
◆ 年金額 (平成22年度年額・以下同じ)
▽障がいの程度が1級 99万1000円
▽障がいの程度が2級 79万2100円
◆ 子の加算額 (生計を維持されている18歳到達年度の末日までの子または20歳未満で1級・2級の障がいの状態にある子・以下同じ)
▽2人目まで 1人22万7900円
▽3人目以降 1人7万5900円
 - 遺族基礎年金
国民年金に加入中あるいは60歳以上65歳未満の間に亡くなったときに、亡くなった方に生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。
◆ 年金額
▽子が1人の妻 1102万円
▽1人の子だけ 79万2100円
 - ◆ 子の加算額
● 障害基礎年金と同じ
 - 年金受給のための条件
初診日等(障害基礎年金では初診日、遺族基礎年金では死亡日・以下同じ)のある月の前々月までの「国民年金に加入しなければならぬ期間」のうち、3分の2以上の期間「保険料の納付要件(3分の2要件)」が、①保険料を納めた期間か②保険料を免除された期間で満たす必要があります。
※ 「国民年金に加入しなければならぬ期間」は、原則として20歳から60歳になるまでの期間で、海外に在住している期間を除かれます。
 - ◆ 照会先 国保年金課年金係
☎06724、☎06725
美濃加茂年金事務所
☎05748181
- また、「3分の2要件」を満たせなくても平成28年3月までに65歳未満で初診日等がある場合、初診日等のある月の前々月までの1年間のすべての期間が①保険料を納めた期間か②保険料を免除された期間であればよいことになっています。
- なお、遺族基礎年金は、老齢基礎年金を受けている方または老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなったときにも支給されます。
- ▽ご自分が保険料納付要件を満たしている心配な方や国民年金の詳細を知りたい方は、お近くの年金事務所にお尋ねください。
- 厚生年金の加入者は
自動的に基礎年金(国民年金)の加入者となるので、障害基礎年金と遺族基礎年金は、厚生年金の加入者にも支給されます。
【障害厚生年金】
厚生年金に加入している間に初診日のある病気やけがで障害基礎年金の1級または2級に該当する障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。
- 【遺族厚生年金】
厚生年金に加入中に亡くなった方に生計を維持されていた妻または子などに支給されます。
- ◆ 受給順位
第1順位…配偶者(子)
第2順位…父母(配偶者も子もないとき)
第3順位…孫(配偶者も子も父母もないとき)
第4順位…祖父母(さらに孫もないとき)
※ 厚生年金についての詳細はお近くの年金事務所にお尋ねください。